

平成23年度山田町災害復興支援事業

項目	平成23年度 補助金額	再精査の結果	補助対象外とした主な内容と金額	
人件費	231,728,490円	199,975,132円	<ul style="list-style-type: none"> 勤務実態が確認できない新規雇用失業者人件費 2,017千円 勤務実態が確認できない監督人件費 4,384千円 保険料のうち人件費減額に伴う減及び事業主が肩代わりした本人負担分 20,099千円 	
人件費以外の経費	運賃	520,909円	15,360円	<ul style="list-style-type: none"> 送付物不明の宅急便等代金 382千円
	制服費	4,353,245円	4,353,245円	
	燃料費	6,047,133円	5,462,996円	<ul style="list-style-type: none"> 事業との関連が不明な県外給油 543千円
	旅費交通費	6,670,410円	4,575,010円	<ul style="list-style-type: none"> 旅行者や旅行目的が不明 1,241千円
	通信費	32,699円	28,624円	<ul style="list-style-type: none"> 延滞料 4千円
	消耗品	9,616,954円	5,881,451円	<ul style="list-style-type: none"> 購入備品に係る残存価値相当分 1,441千円 事業と関連が認められないもの 1,866千円
	水道光熱費	414,573円	414,573円	
	修繕費	2,882,192円	45,629円	<ul style="list-style-type: none"> 実態は建設工事で軽微な修繕と認め難い <ul style="list-style-type: none"> ✓ 防災センタードア修理 1,901千円 ✓ 駅裏給水修繕 923千円
	新聞図書費	91,405円	91,405円	
	研修費	6,243,704円	5,823,004円	<ul style="list-style-type: none"> キャンセル料 406千円
	賃借料	649,700円	601,700円	<ul style="list-style-type: none"> 二重払い 48千円
	支払手数料	250,946円	168,206円	<ul style="list-style-type: none"> 振込手数料のみで支払内容不明 70千円
	材料費	61,992,845円	6,177,209円	<ul style="list-style-type: none"> 実態は建設工事で軽微な修繕等の材料購入と認め難い <ul style="list-style-type: none"> ✓ 御蔵の湯建築材料費 42,767千円 ✓ 備蓄センター材料費 8,500千円 ✓ 駅裏耐火材料費 1,869千円
	借上料	576,769円	124,500円	<ul style="list-style-type: none"> 重機借上料(建設工事に該当) 452千円
リース費	98,414,608円	29,260,698円	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約前に発生した経費 2,702千円 リースの対象物件の存在が確認できない(受託者が直接購入)等 64,368千円 	
小計	198,758,092円	63,023,610円		
合計①	430,486,582円	262,998,742円		
収入②	-	2,609円	<ul style="list-style-type: none"> 預金利息 	
補助対象額①-②	430,486,582円	262,996,133円		

※ 人件費以外の経費の「項目」は、受託者が町に提出した支出内訳書による。

平成 24 年度山田町災害復興支援事業（復興やまだ応援事業）

項 目	NPO 法人 実績報告額	補助金額	補助対象外とした主な内容と金額	
人 件 費	261,204,733 円	209,010,525 円	<ul style="list-style-type: none"> 新規雇用失業者人件費で規定外手当や勤務実態が確認できない等 16,657 千円 監督人件費で勤務実態が確認できない等 6,923 千円 対象外見合いの社会保険料等 28,615 千円 	
人 件 費 以 外 の 経 費	リース費	397,981,267 円	27,503,106 円	<ul style="list-style-type: none"> 経費の内容が不明なもの、支払証憑等がないもの等 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 建設会社への支払 140,000 千円 ✓ リース会社への支払 108,548 千円 ✓ 監視船チャーター 17,401 千円 ✓ その他内容不明分 61,299 千円 事業期間以外分のリース料等 22,842 千円 リースの実態が確認できない（受託者が直接支払）等 12,666 千円
	材 料 費	30,800,016 円	4,618,492 円	<ul style="list-style-type: none"> 経費の内容が不明なもの、支払証憑等がないもの 21,200 千円 従業員給食費相当額 2,791 千円
	制 服 費	9,565,574 円	4,826,376 円	・ 私用とみなされるもの等
	燃 料 費	8,506,126 円	7,565,583 円	・ 北海道内での給油等
	施設管理費	4,151,379 円	3,641,243 円	・ 住居用燃料等
	事 務 用 品	56,292,162 円	22,872,691 円	・ 備品の購入、明細が不明なもの等
	そ の 他	6,504,198 円	1,183,847 円	・ クレジットカード請求支払等
	賃 借 料	1,777,415 円	1,633,415 円	・ 経費の内容が不明なもの
	研 修 費	6,034,320 円	3,232,950 円	・ 研修内容、参加者等研修の実績が不明等
	旅費交通費	17,170,244 円	3,367,626 円	<ul style="list-style-type: none"> 旅行記録がない県外での給油、高速料金、航空機等交通費 使用記録が無いタクシー料金
小 計	538,782,701 円	80,445,329 円		
合 計 ①	799,987,434 円	289,455,854 円		
収 入 ②	—	32,593 円	・ 預金利息	
補助対象額①-②	799,987,434 円	289,423,261 円		

※ 人件費以外の経費の「項目」は、受託者が町に提出した支出内訳書による。

山田町災害復興支援事業における雇用計画数

23 年度雇用計画

委託契約日	委託契約額	新規雇用失業者数
23 年 5 月 20 日	15,000,000 円	7 人
6 月 10 日	91,611,849 円	30 人
8 月 22 日	211,502,937 円	87 人
12 月 20 日	261,502,937 円	144 人
24 年 1 月 25 日	430,593,050 円	144 人

年度末雇用者数： 人

24 年度雇用計画

委託契約日	委託契約額	新規雇用失業者数
24 年 4 月 1 日	791,417,000 円	144 人

事業修了時雇用者数：137人

岩手県

【総論】

山田町及び宮古地域振興センターが緊急雇用創出事業として山田町の人々の暮らしや生活の維持・改善を最優先事項として判断したことは、正しい判断だったといえる。しかし、事業委託をした NPO 法人の杜撰な管理・運営に対して何度か指導・チェックできる機会（例えば、「御蔵の湯」の建設時点、23 年 12 月 28 日宮古地域振興センター「復命書」の時点、24 年 3 月 16 日宮古地域振興センター「復命書」の時点、宮古地域振興センターが岩手県庁へ「御蔵の湯」に対する問い合わせをした時点及び岩手県庁が「建設・土木事業に該当するため補助対象外とする」判断した時点など）があったが、その機会を生かすことができなかった。

また、宮古地域振興センターは NPO 法人の杜撰な管理・運営について、ある程度認識していたのであり、指導内容に対する改善状況の確認が十分ではなかったといえる。今回の場合には、改善指導を受けた NPO 法人自体が管理・運営の改善を行うはずであるという一般的な前提に立った処理ではなく、十分な注意を払った指導・審査・完了確認等を行う必要があった。当該の緊急雇用創出事業の主体は直接的には山田町であるが、岩手県として客観的な立場からの判断が必要であった。

【具体的対策】

1. 情報の伝達・共有の明確化（宮古地域振興センターと山田町との連携、宮古地域振興センター内のコミュニケーション）
2. NPO 法人の杜撰な管理・運営を認識した後、チェック体制の見直し→中間確認、計画の修正・停止ができる審査

【参考】組織にとって必要な 3 要素

- 1) 共通目的
- 2) 協働意欲
- 3) コミュニケーション（伝達）

照会事項

①現地調査を行っても解消しなかった（あるいは行ったことによって、逆に膨らんだ）疑問点

①-1)「大雪りばあねっと」事業が緊急雇用創出事業として不適切であると認識した時期について、宮古地域振興センターとして、「大雪りばあねっと」事業が最初に不適切と認識したのは24年10月11日、明確に認識したのは破綻後の24年11月26日か27日←破綻するまで気付かなかった？

A：正確には、県議会議員からの質問もあり24年11月26日、27日に山田町に中間検査を行う中で疑問を抱いたもの。その前提には、リース会社オール・ブリッジの登記を確認（11月1日）した結果、その代表が副隊長の橋川であることが判明したことがある。その後、12月11日に受託会社が事業を休止（従業員に自宅待機を指示）したことで、明確に認識した。なお、この時点でも目的外支出等は把握しておらず、24年12月18、19日の町の集中調査やその後の調査で実態が明らかになってきた。

①-2) 23年12月28日「復命書」の時点で、NPO法人の杜撰な管理を懸念→補助事業に対して、通常このような「復命書」によって打ち合わせをすることはあるのか？緊急雇用創出事業に適合させるための指導（良い指導、悪い指導）？→何故、その後の改善確認をしなかったのか？

A：復命書にあるとおり、事業規模（金額）が大きいことから、年度末の完了検査及び将来的な会計検査への準備を適切に行うよう指導するためのものであった。復命書の作成理由は（確認中）その後の改善確認は、役場職員同席のもと書面で確認したことによる安心と思われる。

①-3) 24年3月16日「復命書」について、NPO法人に指導する際に、何故山田町職員と同行しなかったか？何故「復命書」の指導事項を山田町に置いてこなかった（伝えなかった）のか？

A：たまたま都合がつかなかったため。そのため、復命書にあるとおり「打合せ後、役場に対し、指導監督を徹底するよう指示」しており、町への伝達は行った。

②これまで2回の会議や現地調査を経た上で、もう少し深掘したいとお考えになっている論点（意見も含めて）

②-1) 山田町資料：起案24年5月7日（資料17）「回議用紙」において、「『御蔵の湯』の整備費用について、4月23日（月）に『建設・土木事業に該当するため補助対象外とする』という岩手県の判断について協議したところですが、この程、『交付契約に添った形での処理を進めよう』と宮古地域振興センター内で詰めている旨、回答がありました」と記述されているが、何故宮古地域振興センターは岩手県の判断と異なる処理をしようとしたのか？

A：「岩手県」と「宮古地域振興センター」は同一であり、両者が異なる判断を行ったものではない。4月23日時点の伝達事項は、本庁との打合せも含め担当者同士の内容であり、組織としての意思決定は宮古地域振興センター（補助契約権限者）が5月9日に「補助対象と認める」としたもの。また、町の記録にある「交付契約に添った形での処理を進めよう」は、県（宮古地域振興センタ

一) で副局長以下の協議で「補助対象であることを町がきちんと説明でき、県としても妥当と認めうるものであれば、補助対象としよう」としたものである。

②-2) 24年3月16日「復命書」において、「H23年完了検査において、厳しきチェックを行う必要がある。場合によっては、本庁の検査を要請することも必要である」と記載されているにも関わらず、何故通常の完了検査で済ませたのか？

A：本庁に報告したこと、及び、副局長以下の協議で方針が出た（5月9日）ことで「本庁の検査」は実施しなかった。

山田町災害復興支援事業について確認したい事項

- 県としては、「山田町は NPO の行う事業の内容（リースや購入物の中身や妥当性等）を本来チェックする責務を負っているのに、それを怠った（チェックが甘かった）」という認識との理解で良いでしょうか。（また、山田町は、県と違い、そういう細かいところまでチェックする責務を制度上負っているという理解で良いでしょうか。）

A：そのとおりです。県は山田町に対し補助要件の適合をチェックするものであり、山田町は委託業務の発注者として、当該業務が適切に行われたか内容をチェックする責務を負っていると考えています。

- そうであるとして、県は山田町に対して、平成 23 年度当初から、そういうチェックはちゃんとやらないといけませんよときちんと指導していたと言えるのでしょうか。

A：チェックは、委託契約の履行確保のため一般的に必要なことであり、この点について特段の指導が必要とは考えていません。緊急雇用創出事業固有のルールについては、当該事業が平成 20 年度から実施されており、既に定着しているものと認識しています（現地調査で、町側からも同様の説明があった）。

- また、そういった内容を書いた要綱や通知は、「緊急雇用創出事業の実施に当たり留意すべき事項について」のみでしょうか。

A：事業固有のルールについては国の事業実施要領及び Q & A があり、契約は市町村の財務規則に従って行うこととされている。上記通知は、その中から主要な事項（2(3)イ、ウ、エ、8、9）をピックアップして注意喚起したものと言える。

- 「緊急雇用は、雇用の確保が最優先であるから、事業の細かな積算や購入物の妥当性等はあまりチェックしなくても良い（裁量がある）」という解釈は誤りという理解で良いでしょうか。

A：事業の企画という面では、事業内容やその経費内容について裁量性がある。一方、事業実績の精算という面では、一般管理費的な経費が認められておらず支払実績のみ対象となる（領収書等によるチェックが必要）ことが、緊急雇用創出事業の特徴と言える。その際は、当然、事業実施のため必要な経費であることが求められる。

- 制度上、県が山田町を飛び越えて NPO を直接指導することや、逆に NPO が県に直接〇〇費は補助対象になるかといったことを確認することは、本来ふさわしくないという理解で良いでしょうか。（また、県が、岡田代表に対して、直接、〇〇費は補助対象となるといった回答をした事実はあるのでしょうか。）

A：そのとおりです。しかし、この事業の初期においては、岡田代表から県に直接問い合わせがあり、それに回答した事実はある。この点は、県担当者も気付いて質問等は町に対して行うよう岡田代表に申し入れた経緯がある。

検証委員会における疑問点等メモ

2014年1月15日

第1 審査一般について

- 1 県においては、市町村がどの程度の審査を行っているものと考えていたのか。あるいは考えてよいのか。
- 2 一般論としては、形式審査でもよいと考える余地はあるものの、それで足りるとする明確な根拠もないように思われる。形式審査で足りるとすれば、それはどのような点に主たる根拠があると考えられるか（例えば、補助金制度の仕組み等。）。
- 3 マンパワーの点で、全件を精査することが事実上難しいという回答があったように思われるが、マンパワーと審査の程度との関係についての認識はどのようなものか。
- 4 （形式審査であることを前提としても、）チェックリスト中の「積算は妥当か」という項目は何を見ているのか。何をもちて妥当と判断しているのか。
（なお、他県照会結果を見ると、疑義のある経費については、個別に確認すると回答されているところが三県あるうえ、積算内訳の範囲内でのみ確認すると回答した県についても、積算内訳について疑義が生じた場合には確認せざるを得ないものと思われる。内訳の積算については、もう少し慎重に検討されてよかったのではないか。）
- 5 50万円以上の物件を購入できないということであるが、この趣旨はどこにあるのか。
（例えば、高額な支出を避けるためであれば、年間50万円以上のリース料を支払う物件のリースが正当化されるのは、どのような理由からか。なお、所有を避けるためというものであれば、事業終了時に処分又は市町村に譲渡等をさせればよく、合理性がないのではないか。）
- 6 本件は随意契約であるように思われるが、チェックリスト中「委託事業の契約方法は適切か（安易な随意契約は認められない。）」とある点はいかに判断していたのか。

第2 進捗管理一般について

県は、一般には、進捗管理を行うべきことになっていなかったということによいか（審査と完了検査についてのみ関与する。）。

第3 完了検査について

- 1 県の検査における実績額は、総支出額を確認しているということでしょうか。
そうであるとして、その総支出額については、領収証等で確認されたということでしょうか。確認されていないとすれば、どのように確認したのか。
なお、第三者委員会の報告書においては、県では、帳簿の不備、領収証の欠落などがあつたが了承している、とあるが、ここはどのような認識か。
- 2 本県では支出内容の妥当性を確認していないとされているが、一般論として、妥当性を確認しないというのは適切ではない可能性があると思われるほか（後日の再検査では妥当性を確認して補助対象外としているものと思われるが、それは、妥当性は確認されるべきことだからではないか。そうであれば、本来の検査時に行わなくてよいとする理由はあるのか。）、他県の例と比較しても適当でない可能性があるのではないかと（他県照会結果によると、過半数の県で支出内容の妥当性を確認するとしている。）。

第4 御蔵の湯について

- 1 一度は補助対象外とするなど、慎重であつたのに、結局は町の説明を信じた理由はどこにあるのか。

説明内容に合理性を感じたためか、それとも他の理由があるか。

- 2 材料費を提供した上、リース料も支払うというのは、マイホームの建築を頼んで請負代金を（全て）支払っておきながら建物は自分のものにならず、その後賃料も支払い続けるような不自然性があり、大損している印象を受けるのであるが、不自然性を感じなかったのか。

この点、契約や権利関係の問題であり、弁護士に相談するなどの対応は検討されるべきではなかったか。

- 3 いずれにせよ、どのような理屈であろうと、結果として支出総額が出来合いのものをリースしたときに見合っているような適切なものであればそこまで問題視すべきものではないかと思う。

しかし、23年度の御蔵の湯関係の費用は、4276万6500円の材料費（その他関連費用もある。）と2400万円のリース料の合計6676万6500円にも上る。これは、町の実績報告によれば上記総額を23年度に支出したという趣旨であると考えられるが、3、4か月程度のリース料等としては明らかに高すぎると感じられるのではないかと（なお、形式的にリース料として計上された2400万円だけを見ても、600万円～800万円/月程度となり、高額と感じる。）。

また、材料費の支出は、長期契約が想定されていたためといえるかもしれないが（初期費用として初年の23年度については高額となる等。もっとも、リース料には影響しないことである。）、それならそれで、何年のリース契約なのか等が気にされるべきではないか。また、そうであったとして、次年度以降の補助金交付が確約されているわ

けでもないはずであり、勝手にそのような計画のもと進めること自体が適当ではない可能性もあるのではないか。

また、(形式的な要件を仮に満たしていたとしても、) 御蔵の湯事業だけを見れば、2分の1以上の人件費割合は確保できていないのではないか。そのような観点で見ても、適切ではないことは判断しうるといえるのではないか。

第5 特に本件における対応について

- 1 一般の運用として、特段の審査を行わず、市町村やNPOを信頼する仕組みで行うこと自体は理解しうるものとして、特に本件については、同種事業全体の中でも事業費の特に高額な件であるうえ、2回の指導の記録が残っているように、23年度事業における不審点等も複数あったのであるから、その他多数事業と同様に対応することが適当であったかは疑問が残るところである。確実に関与することとなる完了検査や、委託契約、変更契約の際に慎重に臨むのは勿論、何らかの指導や特別の進捗管理の手法をとることも考えられてよかったのではないかと考えられる。

これまで述べたところの回答と重なる点もあると思われるが、このような対応が検討されなかったのは、どのような理由によるものと考えられるか。

- 2 23年12月28日及び24年3月16日の指導で出てきた疑問は完了検査の段階では解消されていたのか。解消されない限り、次年度以降の審査を厳しくしたり、改善されていないようであれば打ち切ったりということも含めて検討されてよかったように思われる。

この点、どのような認識であったのか(例えば、改善又はその兆候等が見られたのか。)

- 3 変更契約の回数がかかり多いように感じるが、これはどのような理由によるものか。これは一般的なことなのか。これ自体が無計画性の徴表として、進捗管理をより必要とする事情になるようなほどのものではないか。

以上

第3回山田町災害復興支援事業等検証委員会での意見交換資料

■現地調査を行っても解消しなかった（あるいは行ったことによって、更に膨らんだ）疑問点

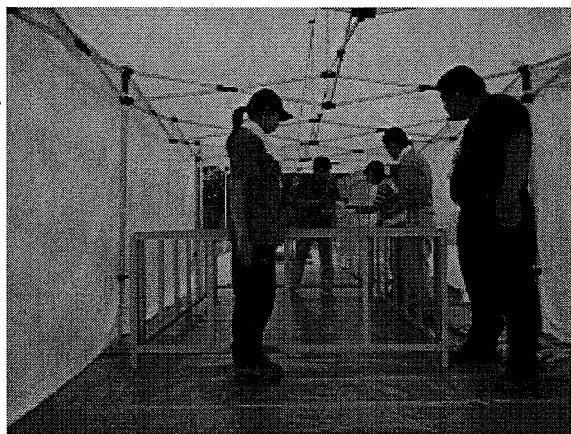
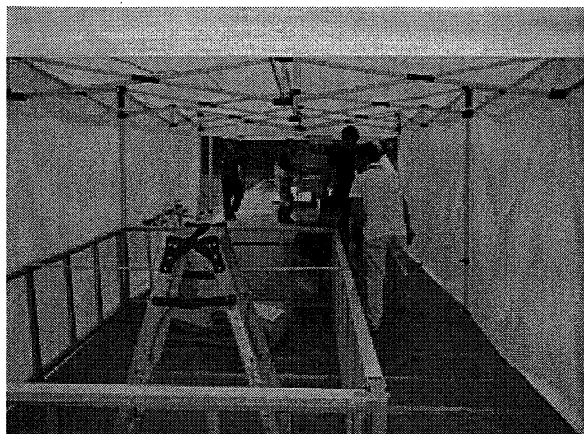
- ①アイシン精機からのガス発電設備等の支援申し出後、最終的に大雪りばあねつとが御蔵の湯をリースすることになるまでの県（生活環境部等）の関与はようになっていたのか。
- ②御蔵の湯以外でアイシン精機からのガス発電設備等の支援を受けて同様の施設（規模の大小を問わない）を設置した例（山田町内外）はあるのか。ある場合、その設置の状況（設置場所、設置概要）及び活用した事業は怎么样了（御蔵の湯と同じ事業を活用して設置したのか）。

■その他意見

- ①事業実施当時における山田町の行政機能の状況についての検証が必要（県の支援の事業、事業主体として適切であったのか）。
- ②現地調査前の県の主張（見解）と現地調査との整合性は怎么样了。
- ③宮古地域振興センター及び山田町に対する共通する質問内容についての聴取結果（一致している部分、食い違いのある部分）を比較整理のうえ、食い違いのある部分については、再度、両者（宮古地域振興センター、山田町）に確認（聴取内容に間違いがないか）を行うべき。
- ④上記③の内容について、本来あるべき姿（法令、規則、要綱・要領等との整合等）と違う事務処理となっている部分を整理のうえ、全委員で共通認識を持つ必要がある。
- ⑤場合によっては、更に関係者（当時の職員等）から聴取する必要もあるのではないか。

山田町におけるアイシン精機株式会社の支援 (大雪りばあねっとブログより)

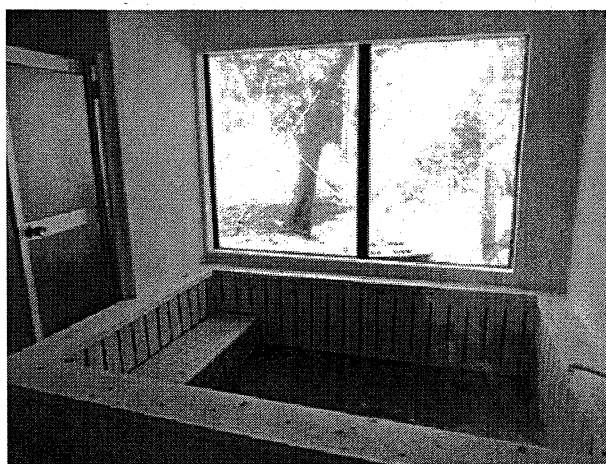
自衛隊が旧山田高校で入浴施設支援を行っていたのですがその支援も終了することになりこのままでは山田町にお風呂がなくなるため、7月半ばから急遽入浴支援も大雪りばあねっとで行っていました。簡易お風呂の調達をするため県がメーカーに問い合わせたのですが当時は需要が高まっていたため在庫切れとのこと。なんとかならないか・・・と下した決断は、「我々で作る」ことでした。給湯機と混合栓は「アイシン精機」に企業協力を受け、8月末までお風呂の支援を行いました。



2011. 11. 26

山田町ボランティアセンター裏のお風呂の建設は着々と進んでおります。今日は試運転として内風呂にお湯が入りました！湯気が立ちのぼると実感が湧きますね～

この施設で使われる電気とお湯は「コージェネレーション」という給湯暖房システムを使用しています。コージェネレーションとは一般的に一つのエネルギーから二つ以上のエネルギーを作り出して使うシステム。ボランティアセンターに今回取り付けていただいたのは岩手県胆沢郡にある「アイシン精機株式会社」。こちらの機械はLPガスを利用して発電し、発電した時の熱を利用してお湯にすることができます。エネルギーを無駄なく使うことができます、まさに一石二鳥で省エネな機械です。



また発電機を中に入れており、いわば自家発電のような形で電気と熱を作り出しているので、災害時などに発電所からの送電が止まっても、発電給湯システムとして利用することができます。

「何かできることがあるだろう」

アイシン精機株式会社の社長が今年3月の震災を受けて「何かできることがあるだろう」と発起し、岩手県内の被災地の自治体に「給湯暖房システム」を提案してまわってきたそうです。今まで、大槌町の避難所でシャワーを設置したり田野畑村の仮設住宅で使われる共通塔に使用したりと「被災地の環境改善」を目的に奔走してこられました。そして当時ここ山田町ボランティアセンターにも訪れ、山田町災害ボランティア副センター長と山田町災害復興支援隊隊長と合意し、ボランティアの皆さんに使ってもらおうお風呂と山田町八幡町の御蔵山で建設が進んでいる無料仮設浴場にこのシステムを支援させていただくことになりました。

2011. 12. 26

浴場設置にあたり給湯暖房システムを支援して下さったアイシン精機の〇〇さん。コージェネシステムについて私にわかりやすく教えてくださいました。